

脱臭用活性炭入替業務仕様書

1. 納入場所

八尾市立衛生処理場(八尾市上尾町八丁目 24 番地の 1)

2. 納入期限

令和 9 年 3 月 31 日 (過去実績：9 月～12 月)

3. 概要

八尾市立衛生処理場における脱臭用活性炭を再生し、消耗分の新炭を補充して充填する。また、納入の前後において悪臭物質等の測定を実施し、活性炭の吸着性能の状況を把握する。

4. 活性炭性状及び数量

(1) 性 状：日本化成(株)製 カセイコール K S X、K V X 及び K N X 又は同等品で、下記の性状を有するもの。

項 目		新 炭	再生炭
原 料 規 格		ヤシ殻添着炭	-----
原 料 形 状		造粒炭	-----
粒 度 (mesh)		4 ～ 6	4 ～ 6
充 填 密 度 (kg/ℓ)		0.5±0.1	0.6 以下
乾 燥 減 量 (%)		10 以下	10 以下
硬 度 (%)		95 以上	90 以上
p H	酸性ガス用	5.5 以上	5.5 以上
	中性ガス用	4 以下	4 以下
	塩基性ガス用	3 以下	3 以下

(2) 再生収率：再生収率は、炭素重量で 85%以上を保証すること。

(3) 交換回数：年 1 回

(4) 充填予定量：12 m³程度。

(酸性ガス用・塩基性ガス用・中性ガス用、各々 4 m³程度)

(a) 活性炭吸着塔内でのショートパス防止のため、活性炭は活性炭吸着塔の最上部まで充填すること。

(b) 補充用の新炭は必要量用意し、余剰分は引き取ること。

5. 性能保証

充填後の活性炭の性能保証値は下記のとおりとする。

項 目	出口濃度 (ppm)	項 目	出口濃度 (ppm)
硫化水素	0.02 以下	アンモニア	0.6 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	トリメチルアミン	0.005 以下
硫化メチル	0.01 以下	臭気濃度	300 以下
二硫化メチル	0.009 以下		

6. 測定

活性炭納入の前後において、低濃度臭気用活性炭吸着塔及び高・中濃度臭気用活性炭吸着塔の出入口における悪臭物質等の測定を実施すること。測定項目は、「5. 性能保証」に掲げるものとする。

測定結果については計量証明書等を添付すること。(臭気については計量証明書が発行されないかと思われますので、臭覚試験報告書などの種類で構いません。)

7. 納入の方法及び測定の時期

- (1) 納入前の測定を実施する。
- (2) 活性炭吸着塔から活性炭を取り出し、塔内部の清掃、点検を行う。
また、仕切りパネルについては、洗浄及び補修が必要な場合は、持ち帰り、洗浄及び補修を行う。
- (3) 取り出した活性炭を再生処理する。
- (4) 消耗分の新炭を補充し、再生炭とともに活性炭吸着塔に充填する。
- (5) 納入3週間後に測定を実施し、性能の確認を行う。その結果において性能保証値を上回った場合、又は著しい性能劣化が認められた場合は再納入すること。

※ 活性炭吸着塔への資材等の荷揚げ用のホイスト等が必要な場合は、納入者にて手配してください。

8. 作業時の安全管理

- (1) 塔内に入る前には、労働安全衛生法第65条の規定に基づく塔内酸素濃度等の測定を実施して、安全を確保し、また維持しつつ作業を行うこと。
なお、測定は作業前の他、作業中も継続して行い、測定記録を報告書とともに提出すること。
- (2) 塔内で作業を行う場合には、常時塔内の換気を行うこと。
- (3) 作業中は、必ず安全ヘルメット、安全ベルト等の安全保護具を着用すること。

9. 一般事項

- (1) 契約締結後、速やかに「作業要領書」を提出すること。
また、併せて労働安全衛生法施行令に基づく第2種酸素欠乏危険作業主任者を選任し、書面をもって報告すること。
- (2) 作業の開始及び終了時には、本市係員に連絡すること。
- (3) 本市係員の指示には、必ず従うこと。
- (4) 活性炭の取り出し及び充填の際には、粉じんの飛散防止対策を講じること。
また、周辺の養生を行い、作業終了後には周囲の清掃を行うこと。
- (5) 作業を行うにあたっては、関係諸法令等を遵守すること。
- (6) 作業完了後、下記の書類を提出すること。
 - ・新炭、再生炭及び使用済炭の性状検査報告書
 - ・活性炭再生率、再生量、新炭補充量報告書
 - ・酸素及び有害ガス濃度測定報告書
 - ・活性炭吸着塔内点検報告書
 - ・悪臭物質濃度等測定報告書
 - ・写真帳(作業状況等を撮影したもの)
 - ・その他必要と思われるもの各1部
- (7) その他、この仕様書に定められていない事項、並びに定められている事項について、疑義が生じた場合は、本市、納入者の双方が協議して定めるものとする。